

令和2年度 第17回宮古島市教育委員会（臨時会）議事日程

令和3年1月21日（木） 午後2時 開議
宮古島市役所庁舎3階 議会委員会室

日程第1 会議録署名委員の指名について

日程第2 議案第45号 宮古島市教育委員会教育長職務代理者の指名及び事務委任等に関する規則の制定について

日程第3 議案第46号 教育長の辞職の同意について

議案第45号

宮古島市教育委員会教育長職務代理者の指名及び事務委任等に関する
規則の制定について

上記の議案を、別紙のように提案する。

令和3年1月21日提出

宮古島市教育委員会
教育長 宮國 博

提案理由

宮古島市教育委員会教育長の職務代理者の指名及び職務代理者が職務を行う場合の取扱いについて規則を制定する必要があるので、本案を提出します。

宮古島市教育委員会教育長職務代理者の指名及び事務委任等に関する規則

(趣旨)

第1条 この規則は、地方教育行政の組織及び運営に関する法律（昭和31年法律第162号。以下「法」という。）第13条第2項の規定に基づき、教育長の職務を行う委員（以下「教育長職務代理者」という。）の指名及び法第25条第4項の規定により教育長職務代理者が行う事務の一部を委任又は臨時に代理させることに関し必要な事項を定めるものとする。

(教育長職務代理者の指名)

第2条 教育長職務代理者は、教育委員の中から教育長が指名する。

2 教育長及び教育長職務代理者がともに事故があるとき、又は欠けたときは、最年長の委員が教育長職務代理者に指名されたものとみなす。

(事務局職員への委任又は臨時代理)

第3条 教育長職務代理者は、宮古島市教育委員会の権限に属する事務の一部委任等に関する規則（平成17年教委規則第6号）第2条の規定により教育長に委任された事務の範囲において、教育部長に事務を委任し、又は臨時に代理させることができる。

附 則

この規則は、公布の日から施行する。

議案第46号

教育長の辞職の同意について

教育長から辞表が提出されたため、教育委員の同意を求める。

令和3年1月21日提出

宮古島市教育委員会

教育長 宮國 博

提案理由

教育長の辞職については、地方教育行政の組織及び運営に関する法律第10条の規定により地方公共団体の長及び教育委員会の同意を得る必要があるため、本案を提出します。